

市からの連絡帳



子育て

子ども手当10月からの新制度

10月から子ども手当の制度が変わります。

変更後の支給額

0～3歳未満...1万5,000円

3歳～小学校修了前

第1子・第2子...1万円

第3子以降...1万5,000円

中学生...1万円

申請方法の詳細については今後市報・市HPなどでお知らせします。

子育て支援課 田

(☎042-460-9840)



ファミリー・サポート・センターファミリー会員登録説明会

田地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)子どもを預かる方(サポート会員)からなる会員同士の相互援助活動を行っています。ファミリー会員に登録希望の方は出席してください(子ども同伴可)。

時・場 時間厳守

10月4日(火)午前10時～正午・田無総合福祉センター2階

10月29日(土)午前10時～正午・保谷保健福祉総合センター6階

持保護者の顔写真(縦3cm×横2.5cm)1枚、印鑑、80円切手1枚(会員証郵送用)

田・田説明会前日の午後5時までにファミリー・サポート・センター事務局(☎042-438-4121)へ(申込順)

子ども家庭支援センター

(☎042-425-3303)

防犯・防災

全国地域安全運動実施

10月11日(火)～20日(木)の10日間、全国地域安全運動が行われます。この機会に犯罪を寄せつけない地域の防犯対策を考えましょう。

運動の重点項目

子どもと女性の犯罪被害防止

住宅を対象とした侵入犯罪の防止

万引き、自転車盗の防止

振り込め詐欺の被害防止

ひったくりの被害防止

田田無警察署(☎042-467-0110)

危機管理室 保

(☎042-438-4010)

わが家の耐震診断をしよう

市では、地震災害に備えるため建築物の設計図を基に簡易耐震診断と無料相談を行っています。

時・場 10月15日(土)・保谷庁舎2階

11月12日(土)・田無庁舎1階

いずれも午前9時30分～午後0時30分(相談時間は1人40分程度)

田市内にある一戸建住宅、二世帯住宅、店舗兼用住宅で階数が地上2階建以下の木造軸組在来工法による住宅 自ら所有し、かつ、居住している住宅 原則として、新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅

田各回8人(申込順)

田電話で都市計画課へ。

相談員 西東京市・住みよい町をつくる会に所属する相談員

都市計画課 保

(☎042-438-4051)

商工業

おすすめします国の中退共制度～掛金の一部を補助します～

中小企業退職金共済制度(中退共制度)は、中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。

中退共制度の特色

国の制度なので安全・確実・有利掛金の一部を国が助成

掛金は税法上、全額損金・必要経費として非課税

掛金は口座振替で管理が簡単

手続き 所定の申込書に記入・押印のうえ、お近くの金融機関へ。

田勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部

(☎03-3436-0151)

田市の助成

要件 市内に事業所または事務所を有する中小企業者 勤労者退職金共済機構(国)が実施する中小企業退職金共済事業による退職金共済契約を締結し、共済掛金を納付していること[※]

金額 該当する従業員の掛金に対して、加入時から36か月を限度として1人につき月額500円を補助(ただし1か月の掛金が2,000円以下の従業員は月額300円を補助)

産業振興課 保

(☎042-438-4041)

環境

住宅用省エネ・新エネ機器設置助成金の受付開始

申請できる方

市税などの滞納がないこと

自ら居住する住宅に、今年の1月～12月末までに新たに助成対象設備を設置済または設置予定であること(平成22年中に設置したものは対象外)

設置費用の支払いまたはローン契約が完了していること

助成対象機器などと助成額

Table with 3 columns: 助成対象機器, 助成金予定額, 予定件数. Rows include solar power systems, heat pumps, gas boilers, and fuel cells.

田往復はがきに、住所・氏名・電話番号・助成対象機器名を明記し、11月1日(火)～30日(水)(消印有効)までに、〒202-0011泉町3-12-35エコプラザ西東京内環境保全課へ(記載例は市HPまたはチラシ参照)

1枚につき1機器

公開抽選 申込多数の場合は、公開抽選を行います。

田12月8日(木)午前10時

田エコプラザ西東京

環境保全課(☎042-438-4042)

下水道

雨水浸透施設の助成制度をご利用ください!

市では、集中豪雨や台風による浸水被害を少なくするため、降った雨をできるだけ河川に流さない、河川へ出るのを遅らせるなどの工夫をしています。これが浸透による雨水の処理施設です。この雨水浸透施設の設置を希望する方に、設置費用を助成しています。

助成の対象 雨水を、雨どいを通して「雨水浸透施設」に接続する工事申請 指定下水道工事店を通じて申請してください。

詳細は下記へ、お問い合わせを。

下水道課 保(☎042-438-4059)

下水道使用料を改定

10月1日から下水道使用料が改定されます。今回の改定にあたっては、平成22年度に設置した下水道審議会での結果を踏まえて、市では下水道事業の健全化を図るとともに、下水道使用料を10%から13%引き上げることとなりました。

市民の皆さんには新しい料率での使用料をご負担いただくことになりましたが、厳しい財政状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。

使用料の請求

下水道使用料については、2か月ごとの検針に基づき水道料金と同時に請求されます。検針日はお住まいの地域によって異なりますので、10月に検針があった場合は9・10月分から、11月に検針があった場合は10・11月分から新料金での請求となります。なお、新料金での計算は10月1日使用分からとなるため、その前に使用した分は従前の料率で計算されます。

改定後の使用料

改定直後の請求は従前の料率と新料率が混在するため、使用料の算出方法など不明な点については下記へお問い合わせください。

下水道課 保(☎042-438-4058)

東日本大震災義援金へのご協力ありがとうございます。

～受付期間を延長します～

東日本大震災の被災状況が非常に甚大であり、日本赤十字社に義援金の申し出が多数寄せられている現状などから、受付期間が9月30日(金)から平成24年3月31日(土)まで延長されることになりました。

引き続き両庁舎・各公民館ほかで義援金箱を設置していますので、ご協力をお願いします。

※これまでの義援金総額(市内公共施設での受付分)

13,088,840円(9月23日現在)

生活福祉課 保(☎042-438-4024)

東日本大震災による避難者の方へ

水道料金と下水道料金の減免期間を延長します

田東日本大震災による避難者で、避難者などが給水契約者である場合は本人、親族などの住居に入居している場合は当該住宅の給水契約者を対象とします。

水道料金については都営水道の給水区域の居住者、下水道料金については市内の居住者

減免期間の延長

現行：9月30日(金)まで

延長後：平成24年7月31日(火)まで 既に減免を適用されている方の再申請手続きは不要です。

適用期間 水道(下水道)を使用開始した日の属する月分から平成24年7月31日まで(平成23年3月11日以降、対象要件が発生した時期に遡及して適用)

申請手続き

都営住宅など東京都が所有した住宅に入居する避難者...申請書などの提出は不要です。

その他の住宅に入居する避難者

全国避難者情報システムに登録している避難者については、東京都から避難先住所に申請書などが郵送されますので、記入のうえ必要書類と合わせて返送してください。

東久留米サービスステーション(東久留米市滝山6-1-1)でも申請を受け付けます。

必要な書類

減免申請書 被災証明書または被災証明書(写し可)

提出が困難な場合は、被災時の住所が分かる書類(運転免許証、保険証[※])の写しでも可。

詳細は、下記へお問い合わせを。田東京都水道局多摩お客さまセンター(☎0570-091-101)

ナビダイヤルを利用できない場合(☎042-548-5110)

下水道課 保

(☎042-438-4058)